

様式第4号（第9条関係）

令和元年8月19日

小野市議会議長 川名 善三 様

派遣議員 藤原貴希 ㊟

## 議員派遣報告書

先般、実施しました議員派遣について下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1 派遣日

令和元年8月7日（水）～令和元年8月9日（金）

#### 2 派遣議員

喜始真吾 藤原貴希

#### 3 派遣先

滋賀県大津市 JIAM（全国市町村国際文化研修所）

#### 4 内容

「1年目議員のために」

##### 【1日目】

《項目》

『地方自治制度と地方議会』

静岡県立大学経営情報学部教授 小西 敦 氏

《内容》

はじめに

地方議会の法的根拠は日本国憲法第92条、93条にあり、地方議会、地方議員には重大な責務がある。

## 第1章 議会の地位

### ① 議事機関

憲法 93 条 1 項・地方自治法 89 条において「法人機関の一種で、当該法人の最高意思を決定する機関」である議事機関として、議会を設置する義務が明示されている。

高知県大川村では議員定数 6 で無投票選挙の可能性があった際に町村総会という議事機関の在り方が検討された。

国会との比較において、地方議会は国会とは異なる地位にある。

### ② 統治体制に関する地方公共団体と国の比較

	地方公共団体	国
統治体制	首長制（二元代表制）	議院内閣制
議事機関	議会	国会
憲法上の位置づけ	「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」	「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」
執行機関	長（選挙で選ばれた）	内閣
憲法上の位置づけ	「地方公共団体の長」	「行政権は内閣に属する」

## 第2章 議会の組織

### ① 議員定数

2011 年の自治法改正（平成 23 年法律 35 号）までは法律によって上限が決まっていたが、現在の議員の定数は条例で定められている。

### ② 特例選挙区

平成 11 年 4 月 11 日施行の千葉県議会議員選挙における議員一人当たり人口最大格差が、特例選挙区を除くその他の選挙区間においては 1 対 2.785、特例選挙区を含む全選挙区間では 1 対 3.73 の事案に関して、平成 11 年 4 月 11 日施行の千葉県議会議員選挙における議員定数配分規定は適法であるとの最高裁の判決。

### ③ 兼職・兼業の禁止

兼職禁止：衆議院議員・参議院議員、地方公共団体の議会議員・常勤職員等

兼業禁止：当該普通地方公共団体に対し請負をする者・その支配人、主として同一の行為をする法人の無限責任社員・取締役・執行役・監査役・これらに準ずべき者・支配人・清算人

#### ④ 任期

原則 4 年

補欠議員は前任者の残任期間

#### ⑤ 議員報酬

2008 年の地方自治法改正により、名称が「議員報酬」と改められ、議員の報酬の支給方法等がほかの行政委員会の委員等の報酬の支給方法等と異なっていることが明確化された。

#### ⑥ 議長・副議長

任期が 1 年である市議会 198 市区（24.3%）、2 年である市議会 431 市区（52.9%）、4 年である市議会 14 市区（1.7%）、申し合わせがない市区は 171 市区（21.0%）

#### ⑦ 委員会

常任委員会：その部門に属する内容の事件を扱う

特別委員会：議会の議決により付議された事件を扱う

### 第 3 章 議会の権限

#### ① 議決事項

- 条例制定改廃
- 予算を定めること
- 決算認定
- 地方税の賦課徴収等
- 条例で定める契約締結
- 財産の交換等
- 不動産信託
- 条例で定める財産の取得・処分
- 負担付寄付・贈与の受領
- 権利放棄
- 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用
- 不服申立て、訴えの提起、和解等
- 損害倍層の額を定めること

- 公共的団体等の活動の総合調整
- その他法律又はこれに基づく政令により議会の権限に属する事項

## ② 追加議決事項

2011年の地方自治法改正により、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。

例) 小野市空家等の適正管理に関する条例

- ③ 予算の増額修正権
- ④ 検査権・監査請求権
- ⑤ 調査権等（地方自治法第100条）
- ⑥ 意見書の提出権
- ⑦ 議会の範囲：2008年地方自治法改正により追加

## 第4章 議会の運営

### ① 招集

意義：議会が有効に議会活動を行うために絶対の要件

招集権限：長が有する。

招集の請求：議長は議会運営委員会の議決を経て、長に対し会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。

議会の召集前の告示：都道府県、市の場合7日前までに告示。

議長への招集権の付与：議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

### ② 定例会・臨時会

③ 通年議会制：2012年地方自治法改正。31市、54町村で導入（2017年末時点）。

④ 会期：議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

⑤ 会議：議案を提出するにあたっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成が必要。現状としては長提出の議案が圧倒的に多い。

⑥ 会議の運営に関する諸原則

⑦ 紀律

⑧ 懲罰：除名に関しては司法審査の対象

## 第5章 議員の失職等

- ① 辞職：議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。
- ② 失職及び資格決定
- ③ 失職の時期
- ④ 除名
- ⑤ 議会の解散：議会の解散、議員の解職に必要な署名数は、小野市の場合有権者総数の1/3以上
- ⑥ 議会の自主解散

## 演習

講義を聴いて学んだこと、疑問に思うことを4人1組のグループで30分間意見交換。二元代表制でありながら長の権限が強い、議長の任期が短い、議員同士の討論がない等の意見が出た。その後全体での意見の共有が70分間あり、各グループの意見に対し、講師の小西氏からコメントをいただいた。

## 5 所感

まず、冒頭で議会、議員の地位が憲法によって定められていることを知り、改めて自分の職責の重さを感じながら聴講した。全体を通して議会や議員、手続き、権限などに関して地方自治法を根拠として学びを進めていったが、現状を把握できていない事項も多く、もっと法律や政治に関する勉強が必要だと痛感した。講義内容に関しては、二元代表制でありながら、理事者側である長が議会の招集権を有していることに疑問を持った。

### 【2日目】

#### 《項目》

『議会と議員』『議員の身分と職責』

全国市議会議長会調査広報部 副部長 本橋 謙治 氏

#### 《内容》

『議会と議員』

## 第1章 地方議会の活動期間

- ① 本会議：会期不継続の原則により会期中のみ活動可能
- ② 委員会：原則として本会議と同じ \*例外として継続審議の手続きをしていれば可能

## 第2章

### ① 会議の種類と特徴

- 定例会：あらかじめ告示された事件以外も審議可能
- 臨時会：あらかじめ告示された事件以外は原則として審議不可能
- 通年議会：メリットは首長の専決処分が減ること  
デメリットは一時不再議(同一会期で同じ案件に対して決議できない)の問題が挙げられる

### ② 招集権：議会に招集権はない

### ③ 議会から長に対し招集権を発動させる方法

- 定例会、通年議会：なし
- 臨時会：招集請求できる(議員定数の1/4以上の請求)

(要件1) 議員に提案権のある事件

(要件2) 具体性のある事件

(要件3) 法的根拠のある事件

## 第3章 本会議の運営に関する基本的な事項

### ① 議会で審議される事件の種類

- 団体意思の決定事件：条例、予算、決算、人事案件、契約案件等
- 機関意思の決定事件：意見書、決議等

### ② 議会で審議される事件を議員が提出する際の提出要件

- 団体意思の決定事件：議員定数の1/2以上
- 機関意思の決定事件：各議会の会議規則による

### ③ 審議(本議会)と審査(委員会)の関係と順序

提案説明→質疑→委員会付託→委員会審査報告書の提出→委員長報告  
→質疑→討論→表決

### ④ 審議、審査における留意点

- 執行機関の出席：本会議は義務、委員会は任意
- 質疑と質問

- 委員会付託と付託省略 \*分割付託：原則として一括付託すべき
- 継続審査

(要件 1) 委員会に付託されている事件

(要件 2) 具体性のある事件

(要件 3) 法的根拠のある事件

- 委員会報告書と委員長報告
- 討論
- 表決：可を諮る 否の否は可とならない
- 除斥：議案に関係する議員がいる場合
- 発言取消：基準は自治体によって違う 発言取消命令の取り消しはできない

## 『議員の身分と職責』

### 第 1 章 地方議会の議員の法的地位

#### 地方公務員法第 3 条 第 3 項

特別職は、次に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

### 第 2 章 議員（議会）の職責

#### ① 議員（議会）の議決権行使

#### ② 議員（議会）の審議拒否

- 長提出の事件が原因の場合
- 議会内のトラブル等が原因の場合

### 第 3 章

#### ① 議員の資料請求権と調査権：何でもできてしまう恐れがある

#### ② 動機

#### ③ 議員の発言の免責特権：国会議員のように免責特権はない

#### ④ 議員の守秘義務：法律での規定はない あくまでモラルの問題

#### ⑤ 議員のセクハラ・パワハラ

- 川越市議セクハラ問題
- 鶴岡市議パワハラ問題

## 演 習

「議会活動についての課題や疑問」というテーマで、6人1組となり50分間討論を行った。フリップやパワーポイントの使用について、議員同士の勉強会について、一般質問の仕方、質問方式（一問一答形式）について討論した。その後全体に戻り各グループの発表を行い、講師からコメントをいただいた。

## 5 所 感

講義では1日目と被る内容もあったが、この日は法的な側面からだけではなく実際の運営の例などのお話が多く、非常にリアリティがあり参考になることが多かった。通年議会を開催している自治体も増えているが、そのメリット、デメリットについてはよく考えるべきであり、すべての自治体で適応できるものではないと感じた。意見交換では、新人議員という同じ立場での悩みや素朴な疑問などを共有でき、独りよがりな疑問ではなかったことを発見できたと同時に、それらの問題にどう取り組んでいくべきかがこれからの課題であると決意を新たにした。

### 【3日目】

#### 《項 目》

『地方議会の活性化と議員の役割』

明治大学名誉教授 中邨 章 氏

#### 《内 容》

#### 第1章 地方議会人の平均像

##### ① 議会人としての夢と希望

- 議会の伝統としきたり：「buckbenchers」→イギリスとの違い

##### ② 議員になるきっかけ

- 実現したい政策があった 61.6%
- 友人・知人から立候補依頼 56.1%
- 待遇が魅力的だから 1.9%

##### ③ 議員についてどう思うか？

- 議員に対する世間の風当たりは強い



- 議員になって羽目を外せなくなった
  - 議員報酬は少ない
- ④ 地方議会～冬の時代と議会人の誇り～
- 不祥事のつづく地方議会と代議制
  - アジアで最初の地方議会
  - 130年の歴史 1889年
- ⑤ 市議会議員のプロフィール
- 市議会議員総数 20,234名
  - 議員専業 6,853名 (33.9%)
  - 議員年齢 30代6% 40代12% 50代29% 60代43% 70代10%
  - 平均年齢 58.2歳→60.4歳
  - 平均報酬 42万円
  - 政務活動費 1～10万円
- ⑥ 定数と報酬 共通課題
- 終わりの見えない削減圧力：講師は「減らすべきでない」と主張
  - 候補者の不足と無投票の増加：シンガポール、ノルウェー、オーストラリアなどでは罰金、罰則があり、投票率は99%
- ⑦ 市議会議員定数
- 明治21年 5万人～10万人→36名
  - 平成11年 5万人～10万人→30名
  - 平成23年 上限を撤廃

## 第2章 議員報酬をめぐる課題～所得補償と人材確保～

- ① 議員報酬と定数
- 議員平均報酬 (58.9歳) 500万円
  - 国民平均所得 594万円
  - 地方公務員 (43歳) 460万円
  - 議長平均報酬 51.2万円/月

二元代表制であれば議長の報酬はもう少し多くても良いのでは？

- ② なり手不足解消に必要なものは？
- 議員の仕事の周知と理解促進
  - 子育て世代が参加可能な設備の整備
  - 議員報酬の引き上げ

### 第3章 地方議会改革：実績と課題

#### ① 議会改革と住民の関心

- 基本条例の認知度 知らない 87.5% 知っている 6.4%
- 市議会だより 知らない 25.5% 読んだことがない 20.9%

### 第4章 住民の議会改革への関心はなぜ低いのか

#### ① 二元性の2つの顔

- 強市長一議会制
- 議会招集→首長
- マスコミは「3ナイ議会」と表現 条例制定しない、情報公開しない、反対しない
- 市長提案の議案 可決 99.3%

### 第5章 地方議会の課題と政策イノベーションの技法

#### ① 自治体が直面する課題と議会の役割

- 人口減少と高齢化
- 減収と財政難：「あれもこれも」から「あれかこれか」
- 行政事務の維持：サービスの削減
- 防災と危機管理：議会の役割と議員の責任

#### ② 予想される人口減少と自治体の対応

- 増田レポートによると 2040年に人口は1億728万人に、また現在約1,800の市区町村のうち896が消滅危機に、523が人口1万人割れの予想 \*増田レポートは悲観的過ぎるという意見もある

#### ③ 連携中枢都市圏構想

- 姫路市の例：高砂市、相生市、加古川市、加西市、宍粟市、たつの市、赤穂市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
- 他の市町と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針と役割分担を定める協約を締結
- 締結には、各市町の議会の議決が必要

## 第6章 人口減少と電子政府の創造～エストニアから学ぶ～

### ① 電子政府とシリコン自治体の創造

- スカイプを開発
- マイナンバー制（95%）
- インターネット選挙と議会審議：スカイプでの議会参加
- 国家戦略特区申請
- シードマネー：立ち上げ資金の援助
- ベンチャー企業と起業家の誘致
- ソフトの開発
- 官民金学との連携
- 就学留学生の招致

### 5 所 感

現在の議員、議会の現状、立ち位置、市民の見方を俯瞰することができ、その上で今後議員としてどう行動を起こしていくのか、どのようなことが論点になってくるのかを理解することができた。

3日間を通して、議員としての職責の重さを痛感し、現在の自分自身の立ち位置、議会の存在価値、議会を運営していく上での基本的な法的根拠を学ぶことができ、今までぼんやりとしか見えていなかった議員、議会の姿が、これまでよりもはっきりとした輪郭をもって見えるようになった。その上で、今後議員同士切磋琢磨しながら、あるいは今回出会うことができた他の市区町村の新人議員の方の活躍に刺激を受けながら、また、市民の皆さんの意見をいただきながら、よりよい小野市を作り上げていくために尽力したいと心に誓った。

令和元年8月16日

小野市議会議長 川名 善三 様

派遣議員 喜始 真吾 ㊟

## 議員派遣報告書

先般、実施しました議員派遣について下記のとおり報告いたします。

### 記

1 派遣日

令和元年8月7日（水）～令和元年8月9日（金）（3日間）

2 派遣議員

喜始 真吾

藤原 貴希

3 派遣先

滋賀県大津市唐崎2丁目13-1

全国市町村国際文化研修所（JIAM）

4 内容

市町村議会議員研修〔3日間コース〕「1年目議員のために」

## 【1日目】要旨

テーマ：「地方自治制度と地方議会」

内容：議会の地位・組織・権限・運営・失職等

### ① 議会の地位

・地方公共団体は、憲法93条1項・地方自治法89条により、議事機関として議会を設置する義務が明示されている。

また、地方議会は国会とは異なる地位である。

(憲法41条：国権の最高機関、唯一の立法機関)

### ② 議会の組織

・地方議会の議員定数は条例で定める。任期は4年。しかし、議長は申し合わせや慣例により任期を1年とする自治体が198(24.3%)、2年が431(52.9%)ある。全814市区。

・委員会(地方自治法109条)は、常任委員会(109条2・6項)、議会運営委員会(109条3・6項)、特別委員会(109条4・6項)がある。

### ③ 議会の権限

・議決権(96条1項)

#### (1) 議決事項

(ア) 条例制度改廃

(イ) 予算を定めること

(ウ) 決算認定

(エ) 地方税の賦課徴収

(オ) 条例で定める契約締結

(カ) 財産の交換等

(キ) 不動産信託

(ク) 条例で定める財産の取得・処分

(ケ) 負担付寄付・贈与の受領

(コ) 権利放棄

(サ) 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用

(シ) 不服申し立て、訴えの提起、和解等

(ス) 損害賠償の額を定めること

(セ) 公共団体等の活動の総合調整

(ソ) その他法律またはこれに基づく政令(これらに基づく政令を含む)により議会の権限に属する事項

- (2) 追加議決事項（96条2項）
- (3) 予算の増額修正権（97条2項）
- (4) 検査権・監査請求権（98条）
- (5) 調査権等（100条・100条の2）
- (6) 98条・100条・199条2項の適用関係の整理
- (7) 意見書の提出権（99条）
- (8) 議会活動の範囲
- (9) 議員の海外派遣等
- (10) 学識経験者等による調査（100条の2）
- (11) 政務活動（調査）費（100条14－16項）

#### ④ 議会の運営

- ・ 議会の召集（101条1項）
- ・ 定例会・臨時会（102条1～6項）
- ・ 通年議会制
- ・ 会期（102条7項）
- ・ 会議（112～123条）
- ・ 会議の運営に関する諸原則
- ・ 紀律（129～133条）
- ・ 懲罰（134～137条）

#### ⑤ 議員の失職等

- ・ 辞職（126条）
- ・ 失職及び資格決定（127条）
- ・ 失職の時期
- ・ 除名
- ・ 議会の解散（13条1項・76条・78条・79条）及び議員の解職の  
直接請求（13条2項・80条・83条）
- ・ 議会の自主解散

#### 【まとめ】

地方自治法は日本の歴史上、初めて村、町、市及び府県の議会に真の権限と責任を与えた。それぞれの議会は憲法と国の法規によってのみ制限される政府の自由な機関になった。

☆地方公共団体の議会は、憲法で定められた機関であり、その地方議会議員としての役割の重さをあらためて自覚した。

## 【2日目】要旨

テーマ：議会と議員について

### 1. 地方議会の活動期間

- (1) 本会議→会期不継続の原則により会期中のみ活動可能
- (2) 委員会→原則として本会議と同じ

### 2. 地方議会の会議と召集

#### (1) 会議の種類と特徴

- ① 定例会→あらかじめ告示された事件以外も審議可能
- ② 臨時会→あらかじめ告示された事件以外は原則として審議不可能
- ③ 通年議会→メリットとデメリットの存在

#### (2) 召集権→長が有するため議会に召集権は無い

(例外は法第101条5項)

#### (3) 議会から長に対し召集権を発動させる方法

- ① 定例会、通年議会→なし
- ② 臨時会→召集請求

#### 召集請求の要件

- 要件1 議員に提案権のある事件
- 要件2 具体性のある事件
- 要件3 法的根拠のある事件

### 3. 本会議の運営に関する基本的な事項

#### (1) 議会で審議される事件の種類

- ① 団体意思の決定事件→条例、予算、決算、人事案件、契約案件等
- ② 機関意思の決定事件→意見書、決議等

#### (2) 議会で審議される事件を議員が提出する際の要件

- ① 団体意思の決定事件→議員定数の1/12以上の者
- ② 機関意思の決定事件→各議会の会議規則による

#### (3) 審議(本議会)と審査(委員会)の関係と順序

- ① 提案説明→② 質疑→③ 委員会付託→④ 委員会審査報告書の提出→
- ⑤ 委員長報告→⑥ 質疑→⑦ 討論→⑧ 表決

#### (4) 審議、審査における留意点

- ① 執行機関の出席→本会議は義務、委員会は任意
- ② 質疑と質問

質疑→現に議題となっている事件について疑義を質すために行う  
発言

一般質問→議員が属する地方公共団体行政全般わたり、執行機関に対し、事務の執行状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求めまたは疑問を質すことを言う  
質問は、議案とは関係なく当該団体の行政全般について認められるもの

### ③委員会付託と付託省略

本会議中心主義→懲罰事件や資格決定事件など、その処理に慎重を要する案件を除き、委員会への付託は議会の判断するところとする  
運営の方法→原則として委員会への付託はすべて議決に基づいて付託する（主に町村議会で採用されている）

委員会中心主義→議会で事件の処理を行う場合、原則として委員会の審査、調査を経た後、その結果をもとに本会議で審議表決を行う  
運営の方法→委員会への付託は特別委員会への付託を除き議長権限で可能（主に都道府県議会、市議会で採用されている）

### ④継続審査

継続審査の要件

- 要件1 委員会に付託されている事件
- 要件2 具体性のある事件
- 要件3 法的根拠のある事件

### ⑤委員会報告書と委員長報告

### ⑥討論

### ⑦表決

表決の種類と方法（可を諮る、否を諮らない）

簡易表決（規則76条）→意義の有無で可否を決定

起立表決（規則70条）→起立者の多少で可否を決定

投票表決（規則71条）→賛成票、反対票の数で可否を決定

- ・選択は議長が行う（例外 規則第70条 投票要求）
- ・基本的な諮り方→原案のとおり決することに賛成
- ・便宜的な諮り方（委員会付託事件が対象）→委員長報告のとおり決することに賛成

### ⑧除斥（地方自治法 第117条）

除斥の対象とならない事件→予算、決算

### ⑨発言取り消し

- ・発言取り消しとなる発言の基準（地方自治法 第132条）
- ・発言した議員本人からの発言取り消しの申し出



(標準市議会会議規則第87条)

- ・議長の発言取り消し命令と発言取り消しの留保宣告

(地方自治法 第129条)

☆以上のほか、総務省のホームページ掲載資料や、過去の事例なども紹介しながら議会の運営に関する基本的な内容と議員の立場と職責についてわかりやすく講義された。

### 【3日目】要旨

テーマ：地方議会の活性化と議員の役割

#### 1. 地方議会人の平均像

- ・当選の喜びと夢
- ・期待されない現実
- ・政策立案への障害
- ・執行部との関係—従属か対立か

#### 2. 市議会議員のプロフィール

- ・市議会議員総数 20,234名
- ・議員専業 6,853名 (33.9%)
- ・議員年齢 30代(6%)、40代(12%)、50代(29%)、60代(43%)、70代(10%)
- ・平均年齢 60.4歳
- ・在職年数 10年未満(60%)、20年未満(30%)、30年未満(8%)
- ・平均報酬 42万円
- ・政務活動費(713市交付) 1~10万円

#### 3. 定数と報酬

- ・終わりの見えない削減圧力—「下げろ」の合唱
- ・議会に関心の薄い住民
- ・候補者の不足と無投票の増加

無投票

県 26.9%→多いのは1人区

市 2.7%

町村 23.3%

4. 議会人になる壁—処方箋
- ・議員のリクルート
  - ・兼職、兼業の緩和
  - ・所得保障
  - ・退職保障—年金制度の見直し  
24 議会が厚生年金加入を要望
5. 変わる地方議会
- ・議会基本条例の制度化
    - 都道府県 30 件 (60.3%)
    - 市区 444 件 (54.6%)
    - 町村 239 件 (25.8%)
  - ・議会報告会の開催  
813 市中、403 市が開催 (49.6%)
  - ・議員間討議  
448 市 (55.1%)
  - ・反問権の導入  
481 市 (59.1%)
  - ・議事録の公開 (検索システム)
    - 本会議 672 市 (82.7%)
    - 委員会 313 市 (38.5%)
  - ・政治倫理条例  
289 市 (35.5%)
  - ・資産公開条例  
15 市 (1.8%)
6. 議会改革と住民の関心
- ・基本条例の認知度
    - 知らない (87.5%)
    - 知っている (6.4%)
  - ・議会報告会への関心
    - 関心が無い (66.7%)
    - 参加したことがある (2.9%)
  - ・市議会便り
    - 知らない (25.5%)
    - 読んだことがない (20.9%)
    - 毎回読む (5.1%)

## 7. 自治体が直面する課題と議会の役割

- ・人口減少と高齢化

2025年問題→団塊世代(750万人)が75歳に＝  
5人に一人が75歳以上

2040年問題→増田レポート＝人口が1億728万人

(対2010年＝マイナス16.2%)

- ・減収と財政難
- ・行政事務の維持
- ・防災と危機管理

## 8. これからの議会活動－政策イノベーション

- ・予算決算と新規施策との連携
- ・一般質問からの問題発掘
- ・電子政府・特別委員会のスタート
- ・2年間の目標設定とロードマップ (PDCA)
- ・議員が自作する条例
- ・議員・会派間の確執の回避

☆議会の現状と課題や問題点を海外の事例も交えて分析したデータに基づき、理論的に説明され、有意義な講義だった。

## 5 所 感

地方議会の重要性や議会の基本的な運営方法と、住民の関心が薄いことなどの課題について、あらためて認識した。

今後は今回の研修を教訓に、地方議会人として市政発展のため、地域の課題や問題点等を住民とともに考察し、未来につながる政策を提案できるように精進したい。

また、特に政治に関心が薄い若い世代には議会の必要性や役割をもっと理解してもらえそうな魅力ある議会をめざし、執行部と連携しながら推進できればと思う。